

2014年3月6日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第309号）

自由貿易試験区の外貨管理細則、 資本項目に係る規制緩和措置を確認

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局が2014年2月28日付で公布した『外貨管理による試験区建設支持の実施細則』（上海匯発[2014]26号、以下『実施細則』という）により、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において外貨資本金の元転自由化や外貨による国内リース料の受取といった規制緩和が進み、直接投資に係る外貨登記手続も簡素化されています。

本稿では、『実施細則』の付属文書である『試験区における直接投資外貨登記オペレーション規程』（以下『直接投資規程』という）、『試験区における外商投資企業の資本金の自由な元転に係るオペレーション規程』（以下『元転規程』という）、『試験区における国内外リースサービス外貨管理オペレーション規程』（以下『リース規程』という）をもとに、上海自由貿易区における資本項目外貨管理改革について解説します。

□ 元転後の資本金は専用口座に預入

『実施細則』により、上海自由貿易区内に設立された外商投資企業はその外貨資本金を自由に元転できるようになりました（第11条）。区内企業は、外貨資本金口座の開設銀行で外貨資本金口座と対応する人民元専用預金口座（「元転後支払待ち口座」）を開設し、元転後の資本金を一旦その専用口座に預け入れた後、実需に基づいて使用しなければなりません。また、従来規定のとおり、元転後の人民元資金は経営範囲以外に使用してはならず、証券投資や委託貸付の実行、企業間貸借や第三者に転貸した銀行借入金の返済、自社用以外の国内不動産の購入（不動産企業を除く）等も禁止されます（第12条）。

元転後支払待ち口座内の資金を使用（支払や振替等）する場合、取引の真実性を証明する書類を提出する必要があります（『元転規程』第5条第1項）。ただし、手元準備金名義であれば、月額60万元相当額まで取引証明資料なしで使用可能となっています（第5条第3項）。一方、1つの元転後支払待ち口座は1つの外貨資本金口座とリンクしているため、外貨資本金口座間では可能な同一名義口座間の振替が不可とされています（第2条）。また、外貨管理局の許可なく、元転後支払待ち口座内の人民元資本金で外貨を購入し、外貨資本金口座に戻し入れることも禁止と規定されています（同上）。

『元転規程』は、区内の外商投資企業による外貨資本金の元転に対して「自由元転比率」を設けています（第1条）。その比率は現在、外貨資本金全額を一度に元転可能とする「100%」に設定されているものの、国家外貨管理局が国際収支の状況に基づいて適宜調整できるとしており、当局がコントロールできる余地を残しています。

【図表1】上海自由貿易区内の企業に適用される外貨資本金管理規定

外貨資本金口座の入金範囲	✓ 国外から払い込まれる外貨資本金もしくは引受出資金（非居住者預金口座、オフショア口座、国外個人国内外貨口座からの出資を含む） ✓ 国外払込保証金専用口座から振り替える外貨資本金もしくは引受出資金 ✓ 当口座から規定に基づき払い出した後に戻し入れる資金 ✓ 同一名義の資本金口座から振り替える資金 ✓ 取引の取消により返却される資金 ✓ 利息収入 ✓ 外管局の登記もしくは認可を経たその他の収入
外貨資本金口座の出金範囲	✓ 経営範囲内の元転 ✓ 元転後の支払待ち口座への振替 ✓ 国内の保証金専用口座、同一名義資本金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、国内再投資専用口座、外債専用口座にもとの通貨のまま振り替える資金 ✓ 減資 ✓ 出資撤回 ✓ 経常項目対外支払 ✓ 外管局の登記もしくは認可を経たその他の資本項目支出
「元転後支払待ち口座」の入金範囲	✓ 対応する資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座から元転して振り替える資金 ✓ 当口座から規定に基づき払い出した後に戻し入れる資金 ✓ 取引の取消により返却される資金 ✓ 人民元利息収入 ✓ 外管局の登記もしくは認可を経たその他の収入
「元転後支払待ち口座」の出金範囲	✓ 経営範囲内の支出 ✓ 人民元保証金の支払 ✓ 使用を完了した人民元貸付の返済 ✓ 経常項目支出（外貨転後の対外支払、直接の対外支払を含む） ✓ 外管局の登記もしくは認可を経たその他の資本項目支出
「元転後支払待ち口座」内資金の用途禁止事項	✓ 企業の経営範囲以外での使用 ✓ 証券投資 ✓ 委託貸付の実行（経営範囲が許可する場合を除く） ✓ 企業間貸借金（第三者による立替を含む）の返済 ✓ 第三者に転貸した銀行借入金の返済 ✓ 自社用以外の国内不動産の購入（不動産企業を除く）
「元転後支払待ち口座」に係る管理規定	✓ 資本金の元転・使用時に『直接投資関連口座資金支払指図書』を銀行に提出 ✓ 口座内の人民元資金を外貨転後に資本金口座へ戻し入れることは不可（要許可） ✓ 同一名義の元転後支払待ち口座間の振替は不可 ✓ 手元準備金名義での使用は月額 60 万人民元相当まで可 ✓ 外商投資性公司等が元転後資本金で再投資することを許可

（『元転規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 外貨登記手続の簡素化も一段と

上海自由貿易区では、直接投資に係る外貨登記手続が簡素化されています。区内に新設する外商投資企業は、企業設立後の外貨管理局での外貨登記が不要になります（『実施細則』第10条）。現物出資する場合や前期費用を資本金口座に振り替える場合等を除き、銀行で企業基本情報登記を行った上で、外貨資本金口座を開設することができます。

『直接投資規程』は、直接投資に係る外貨手続方法を列挙しています。

【図表2】上海自由貿易区内における直接投資に係る外貨登記手続

	申請書類	規定事項
前期費用 基本情報登記	① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 上海自由貿易区の工商行政管理部門が発行する企業名称事前認可通知書または業界主管部門の関連証明	✓ 銀行で登記、口座開設が可能
新設外商投資企業 基本情報登記	① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 組織機構コード証 ③ 営業許可証 ④ 上海自由貿易区の商務主管部門が発行する届出文書（ネガティブリスト掲載業種の場合は批准文書、不動産企業の場合は商務部の届出証明資料）	✓ 銀行で登記、口座開設が可能 ✓ 現物出資する場合、出資者が直接的・間接的に国内企業・個人に支配されている場合、前期費用の残額を資本金口座に振り替える場合、外貨管理局での登記が必要
国内企業の買収に係る外商投資企業 基本情報登記	① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 上海自由貿易区の商務主管部門が発行する届出文書（ネガティブリスト掲載業種の場合は批准文書、不動産企業の場合は商務部の届出証明資料）	✓ 銀行で登記が可能 ✓ 現物出資する場合、出資者が直接的・間接的に国内企業・個人に支配されている場合、外貨管理局での登記が必要
外商投資企業基本 情報変更登記	【資本変動（増資・減資・持分譲渡等）事項】 ① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 上海自由貿易区の商務主管部門が発行する届出文書（ネガティブリスト掲載業種の場合は批准文書、不動産企業の場合は商務部の届出証明資料）	✓ 特殊情報（登録資本金の通貨種類、企業の合併・分割、移転等）の変更は外貨管理局での登記が必要 ✓ 現金での増資や持分買収は、銀行で登記可 ✓ 減資で払い出せるのは払込済登録資本金のみ（資本積立金、剰余積立金、未分配利益等の所有者權益を含まない）
	【資本変動、移転以外の事項】 ① 国内直接投資基本情報登記業務申請表 ② 変更後の営業許可証または他の変更証明	✓ 基礎情報（企業名称、経営範囲、法定代表者、住所等）の変更は銀行で変更登記可
外国投資家の 出資入金登記	① 国内直接投資出資確認申請表 ② 協議手続証憑（外貨管理局のシステムからプリントアウト） ③ 出資入金登記電子申請表（銀行が外貨管理局のシステムを通じて提出）	✓ 銀行が入金後、外貨管理局のシステムを通じて出資入金登記を行う
国外貸付 限度額登記	① 国外貸付外貨登記業務申請表 ② 国外貸付協議書 ③ 貸付人の直近1期の財務監査報告	✓ 国外貸付残高の上限はその所有者權益の50%（区外企業は30%） ✓ 回収不能となった場合、外貨管理局に国外貸付の抹消を申請する（行政許可事項）
国外貸付限度 額変更登記	① 国外貸付外貨登記業務申請表 ② 変更後の貸付協議書 ③ 貸付人の直近1期の財務監査報告 ④ 上記資料に対して提供すべき補充説明資料	✓ 銀行に申請して手続可 ✓ 貸付業務の終了（債務の持分化、債務免除、担保履行を含む）後、外貨管理局で国外貸付限度額抹消手続を行う

（『直接投資規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 外貨リース料の受取で規制緩和も

『実施細則』は、区内のファイナンスリース企業がリースを利用する国内企業から外貨でリース料を受け取ることを認めています（第9条）。国内での外貨リース料の受取は、これまで中国銀行業監督管理委員会が設立を認可する金融リース会社とそのプロジェクト子会社に対してのみ認められていました¹。

外貨によるリース料の受取が可能となるのは、「リース物の購入に用いる資金の50%以上が、自社の国内外貨貸付もしくは外貨外債に由来する場合」に限られます（『リース規程』第2条）。一方、リースバックによるファイナンスリースを提供する場合、ファイナンスリース企業は人民元でリース物の購入代金を国内企業に支払わなければならないと規定しています（同上）。

区内のファイナンスリース企業による国外へのファイナンスリースの提供については、国家外貨管理局が2014年1月10日付で公布した『資本項目外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』（匯発[2014]2号）の規定内容を踏襲。対外債権発生後15日以内に対外債権登記手続を行うこと、同業務が現行の国内企業による国外貸付限度額の対象外となること、リース料受取のために国外貸付専用口座を開設できること等を盛り込んでいます。

*

『元転規程』『リース規程』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および14ページからの中国語原文を、『直接投資規程』については3ページの図表2をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

¹ 国家外貨管理局綜合司『国内金融リース会社によるファイナンスリース実施に係る外貨リース料受取問題に関する承認回答』（匯綜復[2012]80号）

(日本語仮訳)

**国家外貨管理局上海市分局
上海匯発[2014]26 号
外貨管理による試験区建設支持の実施細則**

付属文書 3 :

試験区における外商投資企業の資本金の自由な元転に係るオペレーション規程

1、 外商投資企業の資本金は全額自由元転を実行する

外商投資企業の資本金の自由な元転とは、外商投資企業の資本金口座において入金登記手続きが完了した外貨資本金は、企業の実際の経営の必要に基づき銀行で元転を行うことができることを指す。試験区内の外商投資企業の外貨資本金の自由元転比率を 100%とし、国家外貨管理局は国際収支の状況に基づき適宜、自由元転の比率に対して調整を行うことができる。

2、 外商投資企業の自由な元転により得た人民元資金を元転後支払待ち口座に組み入れて管理する

外商投資企業は、外貨資本金口座開設銀行において一対一で対応する元転後支払待ち口座を開設し、自由元転により得た人民元資金の預入に用い、合わせて当該口座を通じて各種支払手続を行わなければならない。外商投資企業資本金口座の収入範囲は、国外から払い込まれる外貨資本金もしくは引受出資金（非居住者預金口座、オフショア口座、国外個人国内外貨口座からの出資を含む）、国外払込保証金専用口座から振り替える外貨資本金もしくは引受出資金、本口座から規定に基づき払い出した後に戻し入れる資金、同一名義の資本金口座から振り替える資金、取引の取消により返却される資金、利息収入および外管局の登記もしくは認可を経たその他の収入を含む。

資本金口座の支出範囲は、経営範囲内の元転、元転後の支払待ち口座への振替、国内の保証金専用口座・同一名義資本金口座・委託貸付口座・資金集中管理専用口座・国外貸付専用口座・国内再投資専用口座・外債専用口座にもとの通貨のまま振り替える資金、国外投資家の減資・出資撤回による払出、経常項目対外支払および外管局の登記もしくは認可を経たその他の資本項目支出を含む。

元転後支払待ち口座の収入範囲は、対応する資本金口座・国内資産現金化口座・国内再投資口座から元転して振り替える資金、本口座から規定に基づき払い出した後に戻し入れる資金、取引の取消により返却される資金、人民元利息収入および外管局の登記もしくは認可を経たその他の収入を含む。

元転後支払待ち口座の支出範囲は、経営範囲内の支出、人民元保証金の支払、使用を完了した人民元貸付の償還、外貨購入・対外支払もしくは直接支払う経常項目支出および外管局の登記もしくは認可を経たその他の資本項目支出を含む。

元転後支払待ち口座内の人民元資金は、外管局の批准を経ずに外貨購入して資本金口座に戻し入れてはならない。外商投資企業の同一名義の支払待ち口座間の資金は、相互に振り替えてはならない。支払待ち口座から払い出して担保もしくはその他の保証金の支払に用いる人民元資金は、担保履行もしくは違約金差引が発生した場合、すべてもとのルートで支払待ち口座に戻し入れなければならない。

3、 外商投資企業の資本金は、企業の経営範囲内で真実に自社使用しなければならない

外商投資企業の資本金およびその元転により得た人民元資金は、以下の用途に用いてはならない。

- (1) 直接的もしくは間接的に企業の経営範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない。
- (2) 法律・法規に別途、規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に証券投資に用いてはならない。
- (3) 直接的もしくは間接的に人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借の償還（第三者による立替金を含む）および第三者に転貸した銀行の人民元貸付の償還に用いてはならない。
- (4) 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産の購入関連費用の支払に用いてはならない。

4、 外商投資企業による元転資金での国内持分投資の展開の管理を簡素化する

試験区内で投資を主要業務とする外商投資企業（外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資企業および外商投資持分投資企業を含む）が、その国内で投資するプロジェクトが真実で、コンプライアンスに合致している前提において、実際の投資規模に基づき外貨資本金を元転した後で投資先企業の口座に振り替えることを許可する。上述の企業は、元転後支払待ち口座内の資金を実際の投資規模に基づき投資先企業の口座に振り替えることもできる。上述の企業は、引き続き国内外貨振替の方式に基づき持分投資を展開することもできる。

上述の企業以外の一般外商投資企業が国内原通貨振替の方式で国内持分投資を展開する場合、現行の国内再投資の規定に基づき手続を行う。元転して得た人民元資金で国内持分投資を展開する場合、投資先企業がまずその所在地の外管局で国内再投資登記を行って相応の元転支払待ち口座を開設し、その後に投資を展開する企業が実際の投資規模に基づき元転により得た人民元資金を

投資先企業が開設した元転後支払待ち口座に振り替える。投資先企業が引き続き国内持分投資を展開する場合、上述の原則に基づき手続を行う。

5、 元転により得た資金の支払管理を規範化する

- (1) 外国投資家、外商投資企業およびその他の関連申請主体は、規定に基づき事実どおりに外管局および銀行に真実性証明関連資料を提出し、合わせて資本金の元転により得た人民元資金の支払使用（資本金の直接対外支払および国内振替使用を含む）を行うときに『直接投資関連口座資金支払指図書』（様式は添付を参照）に記入しなければならない。
- (2) 銀行は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」等の合理的な職責を尽くす原則を履行し、外商投資企業のために資本金の対外支払および元転により得た人民元資金の支払を行うとき、真実性審査の責任を負わなければならない。毎回の資金支払を行う（支払元転、支払待ち口座の支払、直接対外支払、国内振替を含む）とき、すべて前回の支払（支払元転、支払待ち口座の支払、直接対外支払、国内振替を含む）証明資料の真実性とコンプライアンス性を審査しなければならない。

銀行は、規定に基づき遅滞なく資本金口座および元転後支払待ち口座等の口座の開設、閉鎖状況および口座資金の使用等の情報（口座内資金の受取・支払・残高状況、元転・外貨転状況および逐一の支払資金フロー等を含む）を報告しなければならない。銀行は、『国家外貨管理局による資本項目情報システム試行および関連データ報告業務に関する通達』（匯発[2012]60号）付属文書4『外貨口座データ収集規範（1.1版）』の要求を参照して、元転後支払待ち口座の開設・閉鎖および受取・支払・残高情報を報告しなければならず、元転後支払待ち口座の口座性質コードを「2113」とする。銀行は、『国家外貨管理局による国内銀行の涉外受取・支払証憑および関連情報報告準備業務の調整の適切な遂行に関する通達』（匯発[2011]49号）の要求を参照して、国内受取・支払証憑への記入を通じて元転後支払待ち口座とその他の人民元口座との間の資金振替情報を外管局に報告し、そのうち資金用途は外管局が指定する対応の取引コードおよび取引付記の選択を通じて報告しなければならない。

- (3) 企業に確かに特殊な原因があって一時的に真実性証明資料を提供できない場合、銀行が職責を尽くした審査の義務を履行し、取引が真実の取引背景を備えているかを確定する前提において、企業のために関連支払を行うことができ、合わせて業務を行った当日に外管局の関連業務システムを通じて外管局に特殊事項の届出を提出しなければならない。銀行は、支払完了後20営業日以内に企業が補充提出する関連証明資料を揃えて審査し、合わせて関連業務システムを通じて外管局に特殊事項届出業務の真実性証明資料補充提出状況を報告しなければならない。20営業日を越えて依然として関連証明資料を補充提出できない場合、銀行

は原則として関連企業のために引き続き資本金の後続する支払業務を行ってはならず、合わせて関連状況を外管局に報告する。

外商投資企業が手元準備金名義で資本金を使用する場合、銀行はそれに真実性証明資料の提出を要求しなくてもよい。単一企業の毎月の手元準備金支払の累計金額は 60 万人民币元相当を超えてはならない。

6、 その他の直接投資に係る外貨資金元転および使用

国内機構が開設する国内資産現金化口座および国内再投資口座内の資金の元転は、外商投資企業の資本金口座管理を参照する。

国内個人が開設する国内資産現金化口座および国内再投資口座、ならびに国内機構および個人が開設する国外資産現金化口座は、直接、銀行で元転を行うことができる。

外国投資家の前期費用口座の資金は、銀行が支払元転の原則に基づき手続を行う。

国外払込保証金専用口座および国内振替保証金専用口座内の外貨資金は、元転使用してはならない。担保履行もしくは違約金差引が発生した場合、関連保証金は、保証金を受け取る当事者が外管局の認可もしくは登記を経て開設するその他の資本項目外貨口座に振り替えて関連規定に基づき使用しなければならない。

上述の直接投資に係る口座内の利息収入および投資収益は、すべて経常項目外貨管理の関連規定に基づき直接、銀行で元転もしくは支払を行う。

7、 外管局による事後監督管理と規定違反調査・処分を強化する

(1) 外管局は、『中華人民共和国外貨管理条例』、『外国投資家国内直接投資外貨管理規定』等の関連規定に基づき銀行が行う外商投資企業の資本金の元転および使用等の業務のコンプライアンス性に対する指導および確認を強化する。確認の方式は、関連業務主体に要求する書面資料および業務資料の提供、責任者への接見、業務主体関連資料の現場閲覧もしくは複製、規定違反状況の通報等を含む。深刻な、悪意ある規定違反の銀行に対し、関連手順に基づきその資本項目下の外貨業務手続を一時的に停止することができ、深刻な、悪意ある規定違反の外商投資企業に対し、その自由元転資格を取り消すことができる。

(2) 本規程に違反して外商投資企業の資本金の元転および使用等の業務を行った外商投資企業

および銀行に対し、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき調査・処分を行う。

付表：『直接投資関連口座資金支払指図書』書式

付表：

直接投資関連口座資金支払指図書

_____銀行（銀行番号_____）：

貴行は当社の直接投資関連口座の資金を以下の要求に基づき取り扱われたい。

☐ 元転支払 ☐ 元転により得た人民元の支払 ☐ 対外外貨支払

支払口座類型		支払口座番号		支払資金がすでに出資 権益確認を行ったか否か	
受取人	受取人の 所属業界	支払金額および 通貨種類	受取人の口座開 設銀行の名称	受取人の 口座番号	支払資金の用途
合計					

重要提示：直接投資関連口座およびその元転により得た人民元資金は、以下の用途に用いてはならない。

- (1) 直接的もしくは間接的に企業の経営範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない。
- (2) 法律・法規に別途、規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に銀行の元本保証型商品以外の投資理財商品もしくはその他の有価証券の購入に用いてはならない。
- (3) 直接的もしくは間接的に人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借の償還（第三者による立替金を含む）および第三者に転貸した銀行の人民元貸付の償還に用いてはならない。
- (4) 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産の購入関連費用の支払に用いてはならない。

注：記入説明に基づき記入すること。

当社は承諾する。当社は、上記表中の重要提示および付属の記入説明の内容を真剣に閲読かつ完全に理解し、当社が記入する『直接投資関連口座資金支払指図書』の各項目の内容は真実、有効で、合わせて合法的で規定に合致する経営範囲内で今回支払を申請する資金を使用することを保証する。勝手に支払用途を変更もしくは虚偽の承諾をした場合、『中華人民共和国外貨管理条例』および関連法規に基づき、当社および法定代表者が相応の法律責任を負う。

連絡人：

連絡電話：

会社法定代表者の署名捺印：

_____会社（捺印）

年 月 日

記入説明

1. 「元転支払」、「元転により得た人民元の支払」もしくは「対外外貨支払」の前にある四角にチェックを要れること。「元転支払」とは、直接投資関連口座内の資金の元転後、直接、実際の受取人に支払う（元転後支払待ち口座への振替を含む）ことを指す。「元転により得た人民元の支払」とは、元転後支払待ち口座内の資金を支払・使用する（人民元資金による外貨購入・対外支払を含む）ことを指す。「対外外貨支払」とは、資本金を直接、対外外貨支払することを指す。本選択肢は1つのみを選ぶことができ、同時に3種類の状況を含む場合はそれぞれ記入すること。
2. 支払口座類型とは、支払資金を払い出す口座類型を指し、資本金口座、国内再投資口座、国内資産現金化口座、国外資産現金化口座、前期費用口座、元転後支払待ち口座を含む。
3. 支払資金の用途を記入するとき、標準用途に基づき記入すること（貨物代金の支払、工事代金の支払、保証金の支払、コンサルティング費用の支払、その他のサービス費用の支払、税金の支払、給与の支払、土地払下代金、不動産購入、持分譲渡代金の支払、銀行貸付の元利の償還、個人、手元準備金、代金前払、その他の固定資産の購入、銀行の元本保証型投資商品の購入、資本項目のクロスボーダー支出、経常項目のクロスボーダー支出、国内持分投資、ファイナンスリース、担保履行、小額貸付、ファクタリング業務、元転後支払待ち口座への振替、特殊届出、その他〔「代金前払もしくはその他」を選択する場合、別途、資金用途説明を提出すること〕）。
4. 支払資金用途が異なる場合、分けて記入すること。
5. 会社の法定代表者が他人に授權委託して本表を記入する場合、別途、授權委託書を提出すること。

付属文書 4 :

試験区における国内外リースサービス外貨管理オペレーション規程

1、 ファイナンスリース類会社の対外債権業務に対して登記管理を実行する

国外リースの展開を支持し、試験区内のファイナンスリース類会社が展開する対外リース業務に対して、審査・批准制から登記管理へと調整し、対外リース情報は資本項目情報システムにおいて登記を行い、統計・モニタリングを実施する。本オペレーション規程がいうファイナンスリース類会社とは、銀行監督管理部門が設立を批准した金融類リース会社、商務主管部門が設立を批准した非金融類外資リース会社、ならびに商務部および税務総局が共同確認した中国資本ファイナンスリース会社を含む。

(1) 業務オペレーション

1. ファイナンスリース類会社もしくはそのプロジェクト会社は、対外リース業務を展開するとき、ファイナンスリース対外債権発生後 15 営業日以内に、以下の資料を持参して外管局でファイナンスリース対外債権登記を行わなければならない。外管局は取引のコンプライアンス性および真実性を審査しなければならない。
 - (1) 申請書。会社の基本状況およびリースプロジェクトの基本状況を含むがこれに限らない。
 - (2) 主管部門によるリース会社もしくはプロジェクト会社の設立に同意した承認回答および工商営業許可証。
 - (3) 前年度の監査を経た財務報告および直近 1 期の財務諸表
 - (4) リース契約およびリース物移転の証明資料（例えば通関申告書、届出リスト、発票等）
2. ファイナンスリース類会社は、対外ファイナンスリース業務を展開するとき、現行の国内企業による国外貸付限度額の制限を受けない。
3. ファイナンスリース類会社は直接、所在地の銀行で国外貸付専用口座を開設し、対外ファイナンスリースのリース料収入の留保に用いることができる。
上述の外貨資金を入金するとき、銀行は当該収入の資金出所を審査しなければならない。
当該口座内の外貨収入に元転が必要なとき、ファイナンスリース類会社は直接、銀行に申請して手続を行うことができる。

(2) モニタリング管理

外管局は、資本項目情報システムにおける「国外貸付」機能を使用してファイナンスリース類会社のファイナンスリース対外債権契約情報を登記し、紙ベースの報告表を採用して引出情報を統計しなければならない。

ファイナンスリース類会社は、対外ファイナンスリースのリース料収入を受け取ったとき、国際収支の関連申告要求に基づき申告を行い、「外管局批准書番号/届出表番号/業務コード」欄に当該対外債権の業務コードを記入し、合わせて月ごとに外管局にファイナンスリース対外債権の発生およびリース料収入等の状況を報告しなければならない。

銀行は、資本項目情報システムを通じて対外ファイナンスリースのリース料収入等の情報をフィードバックする。

資本項目情報システムの関連モジュール機能が完備化した後、新たな要求に基づき関連情報を収集する。

2、 非金融類ファイナンスリース会社による国内からの外貨リース料の受取を許可する

試験区内の非金融類ファイナンスリース企業による国内での外貨リース料の受取を許可し、通貨のミスマッチ問題を解決する。外管局は、資本項目情報システムを通じてリース業務を統計・モニタリングし、オフサイト確認および立入検査を実施する。

(1) 業務オペレーション

1. 試験区内の非金融ファイナンスリース類会社がリース物の購入に用いる資金の 50%以上が、自社の国内外貨貸付もしくは外貨外債に由来する場合、国内で外貨形式によりリース料を受け取ることができ、非金融類リース会社が『外貨管理局による国内外貨貸付外貨管理方式改革の実施に関する通達』（匯発[2002]125 号）および関連文書を参照して債権者集中登記を行うことを許可する。
2. 賃借人は、賃貸人の発行する外貨リース料支払通知書およびその他の証明文書により、自ら銀行で賃貸人に対するリース料支払および外貨購入手続を行う。
3. 試験区内の非金融ファイナンスリース類会社が受け取る外貨リース収入は、自ら規定に基づき銀行で開設する外貨口座に預け入れることができる。外貨債務償還の必要を超える部分は、直接、銀行で元転することができる。
4. ファイナンスリースでリースバック構造を採用する場合、賃貸人は人民元形式で賃借人にリース設備代金を支払わなければならない。

(2) モニタリング管理

資本項目情報システムを通じてファイナンスリース会社の国内外貨リース料の振替および関連する元転・外貨転情報を収集し、統計・モニタリングおよびオフサイト確認を行う。

3、 ファイナンスリースプロジェクトの貸付支払を利便化する

試験区内のファイナンスリースプロジェクト会社が国外から航空機、船舶および大型設備を購入

して賃借人にリースするとき、契約、商業書類等の資料により外貨支払手続を行うことを許可する。

(1) 業務オペレーション

1. 試験区内のファイナンスリースもしくはそのプロジェクト会社が国外から航空機を購入して国内賃借人にリースする場合、国家発展改革委員会が航空会社に発行する航空機購入もしくはリース批准文書、購入契約、商業書類等により外貨支払手続を行う。
2. 試験区内のファイナンスリースもしくはそのプロジェクト会社が国外から船舶および大型設備を購入して国内賃借人にリースする場合、契約、商業書類等により外貨支払手続を行う。
3. 試験区内のファイナンスリースもしくはそのプロジェクト会社が国外から航空機、船舶および大型設備を購入して国外賃借人にリースする場合、契約、商業書類等により外貨支払手続を行い、外管局は通関申告書なし外貨支払方式に基づき確認を行うことができる。
4. 試験区内のファイナンスリースもしくはそのプロジェクト会社は、前払代金を支払った後、規定に基づき貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて相応の企業報告を行わなければならない。
5. 外貨支払銀行が国外と締結した購入契約に基づき対外支払手続を行うとき、購入契約が共同購入者により締結されている場合、外貨支払銀行は契約に基づきファイナンスリースプロジェクト会社の対外支払手続を行う。
6. 試験区内のファイナンスリースもしくはそのプロジェクト会社が航空機、船舶および大型設備を購入して国内賃借人にリースするとき、関連規定に基づきリース料を受け取る。

(2) モニタリング管理

ファイナンスプロジェクト会社が前払代金を支払った後、外貨支払銀行が相応の台帳登記を行い、プロジェクトの入国もしくは国外への転リースの状況を追跡し、合わせて遅滞なく外管局に報告する。

(中国語原文)

**国家外汇管理局上海市分局
上海汇发〔2014〕26号
外汇管理支持试验区建设实施细则**

附 3:

试验区外商直接投资企业资本金意愿结汇操作规程

一、 外商投资企业资本金实行全额意愿结汇

外商投资企业资本金意愿结汇是指外商投资企业资本金账户中已办理入账登记手续的外汇资本金可根据企业的实际经营需要在银行办理结汇。试验区内的外商投资企业的外汇资本金意愿结汇比例为100%，国家外汇管理局可根据国际收支形势适时对意愿结汇的比例进行调整。

二、 外商投资企业意愿结汇所得人民币资金纳入结汇待支付账户管理

外商投资企业应在其资本金账户开户银行开立一一对应的结汇待支付账户，用于存放意愿结汇所得人民币资金，并通过该账户办理各类支付手续。外商投资企业资本金账户的收入范围包括：境外汇入外汇资本金或认缴出资（含非居民存款账户、离岸账户、境外个人境内外汇账户出资），境外汇入保证金专用账户划入的外汇资本金或认缴出资；本账户合规划出后划回的资金，同名资本金账户划入资金，因交易撤销退回的资金，利息收入及经外汇局登记或核准的其他收入。

资本金账户的支出范围包括：经营范围内结汇，结汇划入待支付账户，境内原币划转至境内划入保证金专用账户、同名资本金账户、委托贷款账户、资金集中管理专户、境外放款专用账户、境内再投资专用账户、外债专用账户的资金，因外国投资者减资、撤资汇出，经常项目对外支付及经外汇局登记或核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户的收入范围包括：由对应的资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户结汇划入的资金，由本账户合规划出后划回的资金，因交易撤销退回的资金，人民币利息收入及经外汇局登记或核准的其他收入。

结汇待支付账户的支出范围包括：经营范围内的支出，支付人民币保证金、偿还已使用完毕的人民币贷款，购付汇或直接支付经常项目支出及经外汇局登记或核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户内的人民币资金未经外汇局批准不得购汇划回资本金账户。外商投资企业同名待支付账户间的资金不得相互划转。由待支付账户划出用于担保或支付其他保证金的人民币资金，除发

生担保履约或违约扣款的，均需原路划回待支付账户。

三、 外商投资企业资本金应在企业经营范围內真实自用

外商投资企业资本金及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途：

- (一) 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；
- (二) 除法律法规另有规定外，不得直接或间接用于证券投资；
- (三) 不得直接或间接用于发放人民币委托贷款（经营范围许可的除外）、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还已转贷予第三方的银行人民币贷款；
- (四) 除外商投资房地产企业外，不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

四、 简化外商投资企业以结汇资金开展境内股权投资的管理

试验区内允许以投资为主要业务的外商投资企业（包括外商投资性公司、外商投资创业投资企业和外商投资股权投资企业），在其境内所投资项目真实、合规的前提下，按实际投资规模将外汇资本金结汇后划入被投资企业账户。上述企业也可以将结汇待支付账户内的资金按实际投资规模划入被投资企业账户。上述企业也可继续按照境内外币划转的方式开展股权投资。

除上述企业以外的一般外商投资企业以境内原币划转方式开展境内股权投资的，按现行境内再投资规定办理。以结汇所得人民币资金开展境内股权投资的，由被投资企业先于其所在地外汇局办理境内再投资登记并开立相应结汇待支付账户，再由开展投资的企业按实际投资规模将结汇所得人民币资金划往被投资企业开立的结汇待支付账户。被投资企业继续开展境内股权投资的，按上述原则办理。

五、 规范结汇所得资金的支付管理

- (一) 外国投资者、外商投资企业及其他相关申请主体应按规定如实向外汇局和银行提供相关真实性证明材料，并在办理资本金结汇所得人民币资金的支付使用（包括资本金直接对外支付和境内划转使用）时填写《直接投资相关账户资金支付命令函》（样表见附件）。
- (二) 银行应履行“了解你的客户”、“了解你的业务”等合理尽职原则，在为外商投资企业办理资本金对外支付及结汇所得人民币资金支付时承担真实性审核责任。在办理每一笔资金支付（包括支付结汇、待支付账户支付、直接对外支付、境内划转）时，均应审核前一笔支付（包括支付结汇、待支付账户支付、直接对外支付、境内划转）证明材料的真实性与合规性。

银行应按规定及时报送资本金账户及结汇待支付账户等账户开立、关闭情况以及账户资金使用等信息（包括账户内资金的收支余情况、结售汇情况及逐笔支付资金流向等）。银行应参照《国家外汇管理局关于资本项目信息系统试点及相关数据报送工作的通知》（汇发[2012]60号）附件4《外汇账户数据采集规范（1.1版）》的要求报送结汇待支付账户的开关户及收支余信息，结汇待支付账户的账户性质代码为2113。银行应参照《国家外汇管理局关于做好调整境内银行涉外收付凭证及相关信息报送准备工作的通知》（汇发[2011]49号）的要求，通过填写境内收付款凭证将结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转信息报送外汇局，其中资金用途通过选择外汇局指定的对应交易编码和交易附言报送。

- (三) 对于企业确有特殊原因暂时无法提供真实性证明材料的，银行可在履行尽职审查义务、确定交易具备真实交易背景的前提下为企业办理相关支付，并应于办理业务当日通过外汇局相关业务系统向外汇局提交特殊事项备案。银行应在支付完毕后20个工作日内收齐并审核企业补交的相关证明材料，并通过相关业务系统向外汇局报告特殊事项备案业务的真实性证明材料补交情况。对于超出20个工作日依然无法补交相关证明材料的，银行原则上不得为相关企业继续办理资本金的后续支付业务，并将相关情况报送外汇局。

对于外商投资企业以备用金名义使用资本金的，银行可不要求其提供真实性证明材料。单一企业每月备用金支付累计金额不得超过等值60万元人民币。

六、 其他直接投资项下外汇资金结汇及使用

境内机构开立的境内资产变现账户和境内再投资账户内资金结汇参照外商投资企业资本金账户管理。

境内个人开立的境内资产变现账户和境内再投资账户，以及境内机构和个人开立的境外资产变现账户可直接在银行办理结汇。

外国投资者前期费用账户资金由银行按支付结汇原则办理。

境外汇入保证金专用账户和境内汇入保证金专用账户内的外汇资金不得结汇使用。如发生担保履约或违约扣款的，相关保证金应划入接收保证金一方经外汇局核准或登记后开立的其他资本项目外汇账户并按照规定使用。

上述直接投资项下账户内利息收入和投资收益均按照经常项目外汇管理的有关规定直接在银行办理结汇或支付。

七、 强化外汇局事后监管与违规查处

- (一) 外汇局应根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》等有关规定加强对银行办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务合规性的指导和核查。核查的方式包括要求相关业务主体提供书面说明和业务材料、约谈负责人、现场查阅或复制业务主体相关资料、通报违规情况等。对于严重、恶意违规的银行可按相关程序暂停其资本项目下外汇业务办理，对于严重、恶意违规的外商投资企业等可取消其意愿结汇资格。
- (二) 对于违反本规程办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务的外商投资企业和银行，外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及有关规定予以查处。

附表：《直接投资相关账户资金支付命令函》格式

附表：

直接投资相关账户资金支付命令函

_____ 银行（_____ 行号）：

请贵行将本公司直接投资相关账户资金，按照以下要求进行：

☐ 结汇支付 ☐ 结汇所得人民币支付 ☐ 对外付汇

支付账户类型		支付账户账号		支付资金是否已 办理出资权益确认	
收款人	收款人所 属行业	支付金额及 币种	收款人开户 银行名称	收款人账号	支付资金用途
合计					

重要提示：直接投资相关账户及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途：

- (一) 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；
- (二) 除法律法规另有规定外，不得直接或间接用于购买银行保本型产品之外的投资理财产品或其他有价证券；
- (三) 不得直接或间接用于发放人民币委托贷款（经营范围许可的除外）、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还已转贷予第三方的银行人民币贷款；
- (四) 除外商投资房地产企业外，不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

注：请按填表说明填写。

本公司承诺：本公司已认真阅读并完全理解上表中重要提示和所附填表说明的内容，本公司所填写《直接投资相关账户资金支付命令函》各项内容真实有效，并保证合法合规在经营范围内使用此次申请支付的资金。如擅自改变支付用途或虚作承诺，依照《中华人民共和国外汇管理条例》及相关法规，本公司及其法定代表人将承担相应的法律责任。

联系人： 联系电话：

公司法定代表人签章：

_____ 公司（盖章）

年 月 日

填表说明

- 请在“结汇支付”、“结汇所得人民币支付”或“对外付汇”前的方框中打钩，“结汇支付”指相关直接投资账户内资金结汇后直接支付给实际收款人（含划入结汇待支付账户）；“结汇所得人民币支付”指将结汇待支付账户内的资金支付使用（含人民币资金购汇支付）；“对外付汇”是指资本金直接对外付汇。本选项只能单选，如同时包括三种情况请分别填表。

2. 支付账户类型是指划出支付资金的账户类型，包括：资本金账户、境内再投资账户、境内资产变现账户、境外资产变现账户、前期费用账户、结汇待支付账户。
3. 填写支付资金用途时，请按标准用途填写（支付货款、支付工程款、支付保证金、支付咨询费、支付其他服务费用、支付税款、支付工资、土地出让金、购房、支付股权转让款、偿还银行贷款本息、个人、备用金、预付款、购买其他固定资产、购买银行保本型投资产品、资本项下跨境支出，经常项下跨境支出、境内股权投资、融资租赁、担保履约、小额贷款、保理业务、转入结汇待支付账户、特殊备案、其他（选择“预付款或其他”的，请另行提交资金用途说明））。
4. 支付资金用途不同需分开填写。
5. 公司法人代表授权委托他人填写本表的，另需提供授权委托书。

附 4:

试验区境内外租赁服务外汇管理操作规程

一、对融资租赁类公司对外债权业务实行登记管理

支持开展境外租赁，对试验区内融资租赁类公司开展对外租赁业务由审批制调整为登记管理，对外租赁信息在资本项目信息系统中办理登记，实施统计监测。本操作规程所称融资租赁类公司包括银监部门批准设立的金融类租赁公司，商务主管部门批准设立的非金融类外资租赁公司，以及商务部和税务总局联合确认的内资融资租赁公司。

(一) 业务操作

1. 融资租赁类公司或其项目公司开展对外租赁业务时，应在融资租赁对外债权发生后 15 个工作日内，持以下材料到外汇局办理融资租赁对外债权登记，外汇局应当审核交易的合规性和真实性：
 - (1) 申请书，包括但不限于公司基本情况及租赁项目的基本情况；
 - (2) 主管部门同意设立租赁公司或项目公司的批复和工商营业执照；
 - (3) 上年度经审计的财务报告及最近一期财务报表；
 - (4) 租赁合同及租赁物转移的证明材料（如报关单、备案清单、发票等）。
2. 融资租赁类公司开展对外融资租赁业务时，不受现行境内企业境外放款额度限制。
3. 融资租赁类公司可直接到所在地银行开立境外放款专用账户，用于保留对外融资租赁租金收入。

上述外汇资金入账时，银行应审核该收入的资金来源。该账户内的外汇收入需结汇时，融资租赁类公司可直接向银行申请办理。

(二) 监测管理

外汇局应在资本项目信息系统中使用“境外放款”功能登记融资租赁类公司融资租赁对外债权签约信息，采取纸质报表统计提款信息。

融资租赁类公司收到对外融资租赁租金收入时，应按照国际收支的有关申报要求进行申报，在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”栏中填写该笔对外债权的业务编号，并按月向外汇局报送融资租赁对外债权的发生和租金收入等情况。

银行通过资本项目信息系统反馈对外融资租赁租金收入等信息。

资本项目信息系统有关模块功能完善后，按新的要求采集相关信息。

二、允许非金融类融资租赁公司境内收取外币租金

允许试验区内非金融类融资租赁公司在境内收取外币租金，解决货币错配问题。外汇局通过资本项

目信息系统统计监测租赁业务信息，实施非现场核查和现场检查。

（一）业务操作

1. 试验区内非金融类租赁公司如用以购买租赁物的资金 50% 以上来源于自身的国内外汇贷款或外币外债，可以在境内以外币形式收取租金，允许非金融类租赁公司参照《国家外汇管理局关于实施国内外汇贷款外汇管理方式改革的通知》（汇发[2002]125 号）及相关文件办理债权人集中登记。
2. 承租人凭出租人出具的支付外币租金的通知书及其他证明文件，自行到银行办理对出租人的租金支付和购汇手续。
3. 试验区内非金融类租赁公司收取的外币租金收入，可以进入自身按规定在银行开立的外汇账户；超出偿还外币债务所需的部分，可直接在银行办理结汇。
4. 融资租赁采用回租结构的，出租人应当以人民币形式向承租人支付租赁设备价款。

（二）监测管理

通过资本项目信息系统采集融资租赁公司境内外币租金划转及相关的结售汇信息，进行统计监测及非现场核查。

三、便利融资租赁项目货款支付

允许试验区内融资租赁项目公司从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给承租人时，凭合同、商业单证等材料办理付汇手续。

（一）业务操作

1. 试验区内融资租赁或其项目公司，从境外购入飞机并租赁给境内承租人的，凭国家发展改革委出具给航空公司的飞机购买或租赁批文、购买合同、商业单证等办理付汇手续。
2. 试验区内融资租赁或其项目公司，从境外购入船舶和大型设备并租赁给境内承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续。
3. 试验区内融资租赁或其项目公司，从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境外承租人的，凭合同、商业单证等办理付汇手续，外汇局可按照无关单外汇支付方式进行核查。
4. 试验区内融资租赁或其项目公司支付预付货款后，须按规定通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行相应的企业报告。
5. 付汇银行根据与境外签订的购买合同，办理对外支付手续时，若购买合同由联合购买人签订的，付汇银行根据合同办理融资租赁项目公司对外支付手续。
6. 对试验区内融资租赁或其项目公司购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境内承租人时，依据相关规定收取租金。

(二) 监测管理

融资项目公司支付预付货款后，由付汇银行办理相应的台账登记，跟踪项目进境或转租境外的情况，并及时报告外汇局。